

勤労者福祉施設借上助成金交付要綱

平成 9 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の労働組合及びこれらに準ずる勤労者の団体がその本来の業務のために市内にある公共施設等を借りた場合に助成金を交付することにより、それらの活動の推進を図り、もって勤労者の福祉を増進することを目的とする。

(助成)

第 2 条 市長は、連合山口県央地域協議会、防府地域労働組合総連合、市内の労働組合及びこれらに準ずる勤労者の団体（以下「組合」と総称する。）が、防府地域職業訓練センター、防府市中高年齢労働者福祉センター及び市長が必要と認めた施設（以下「施設」と総称する。）を使用した場合における使用料の全部又は一部を、予算の範囲内で助成することができる。

(助成の対象及び金額)

第 3 条 助成の対象及び金額は、次の表に定めるとおりとする。

連合山口県央地域協議会又は防府地域労働組合総連合がその本来の業務のために施設を借りた場合	防府地域職業訓練センター及び防府市中高年齢労働者福祉センターの使用料の全額（ただし、1 室に限る。以下同じ。）又は市長が必要と認めた施設の使用料の一部に限る。以下同じ。）の全額
市内の労働組合又はこれらに準ずる勤労者の団体がその本来の業務のために施設を借りた場合	使用料の 2 分の 1

(助成金の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする組合は、毎年度 3 月 31 日までに勤労者福祉施設借上助成金交付申請書（第 1 号様式）に施設使用許可書及び領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規程による助成金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、勤労者福祉施設借上助成金交付決定通知書（第

2号様式)により、その旨を当該組合に通知する。

(助成金の請求)

第6条 前条の規程による助成金の交付決定の通知を受けた組合（以下「申請組合」という。）は、勤労者福祉施設借上助成金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び交付)

第7条 市長は、前条の規程による助成金交付請求書の提出があった場合において適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該申請組合に対して助成金を交付する。

(調査)

第8条 市長は、申請組合に対して必要な書類を提出させ、又は関係職員に当該申請組合の施設の使用に関する帳簿、書類等を調査させることができる。

(助成金の交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付を受けたときは、当該助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、申請者に対して期限を定め、交付を受けた助成金の当該取り消しに係る部分の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式

勤労者福祉施設借上助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

(申請者)

所在地

組合名

代表者名

印

勤労者福祉施設借上助成金交付要綱第 4 条の規程により、助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請金額 金 円

年度助成対象利用料総計

(全額補助) 円 = 助成額

年度助成対象利用料総計

(半額補助) 円 $\times 1/2$ = 助成額

※ 添付書類

施設使用許可書及び領収書の写し

第 2 号様式

勤労者福祉施設借上助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のありました勤労者福祉施設借上助成金
として、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金 円也

第3号様式

勤労者福祉施設借上助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 防府市長

(申請者)

所在地

組合名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった助成金について、勤労者福祉施設借上助成金交付要綱第 6 条の規程により、下記のとおり請求いたします。

記

助成金交付決定額 金 円

【振込先】

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合	
	支店・店・支所・出張所	
口座番号・種別		1:普通 2:当座
口座名義 カタカナで 記入願います		